

特定非営利活動法人 ボランティア久留米 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ボランティア久留米と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県久留米市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、生活に困難を抱える家庭や孤食等の状況にある子どもに対して、安心して過ごせる居場所と、食事の機会を提供するとともに、伝統文化、生活技術等に関する多様な学びや体験活動を通じて、社会性及び豊かな人間性を育み、地域におけるつながりの形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域における子ども食堂の企画及び運営事業
- (2) 生活困難家庭や孤食の子どものための居場所づくり及び教育支援事業
- (3) 伝統文化、芸術、スポーツ等の振興及び体験支援事業
- (4) 釣り、キャンプ等の野外・環境体験学習事業
- (5) 保養・リフレッシュ施設の運営及び精神的ケアに関する事業
- (6) まちの環境美化（ポイ捨て防止看板の設置等）に関する事業
- (7) 緊急を要する一時的な避難住居の提供及び生活サポート事業

(8) その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員：この法人の目的に賛同し、運営及び活動を推進するために入会した個人及び団体

(2) 賛助会員：この法人の目的に賛同し、食材、人材、資金などの提供等を通じて事業を賛助するために入会した個人、団体

(入会要件)

第7条 正会員及び賛助会員は、次の各号に掲げる条件を満たすものでなければならない。

(1) この法人の目的に賛同し、地域社会への貢献に意欲があること。

(2) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約できること。

(入会手続)

第8条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

2 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体若しくは法人が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 第7条第2号に規定する反社会的勢力に該当することが判明したとき。

(退会)

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は第7条の入会要件に反する事実が判明したときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第13条 既納の入会金、会費及び食材をはじめとするその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第14条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長とし、必要に応じて副理事長を1人以上置くことができる。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 16 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 監査の結果、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 17 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 18 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 19 条 役員が次の各号のいずれかに該当したときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 20 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(職員)

第 21 条 この法人に事務局長及び必要な職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 22 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 23 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 24 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散または合併
- (3) 事業報告及び活動決算
- (4) 役員の選任又は解任、職務及び報酬等
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) その他、運営に関する重要事項

(開催)

第 25 条 通常総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 16 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 26 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示し、書面、ファックス又は電子メールをもって、少なくとも開催日の 5 日前までに通知しなければならない。

3 理事長は、第 25 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第 27 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 28 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第 2 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 30 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、議事の経過の概要及び議決の結果等を記載した議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名・押印又は署名しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 33 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催・招集・議長)

第 34 条 理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、若しくは監事から招集の請求があったときに開催する。

2 理事会は、理事長が招集する。

3 理事長は、第 34 条第 1 項の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファックス又は電子メールをもって少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

5 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決・議事録)

第 35 条 理事会における議決事項は、前条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した理事の代表 2 名以上が記名・押印しなければならない。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(資産の構成及び管理並びに会計)

第 37 条 この法人の資産は、設立当初の財産目録に記載された資産、入会金・会費、寄付金品、事業に伴う収益等をもって構成する。

2 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

3 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 38 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 40 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 41 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散及び残余財産の帰属)

第 42 条 この法人は、総会の決議、正会員の欠乏等の事由により解散する。総会の決議により解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

2 この法人が解散したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散総会において定める者に譲渡するものとする。

第 9 章 公告方法

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人
ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 44 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	：八谷 徳之
副理事長	：目野 なつ
理事	：佐藤 裕理子
理事	：泉 貴之
理事	：松吉 倫照
理事	：江田 寛章
理事	：横尾 尚美
監事	：梅崎 智子
監事	：田中 隆一

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 38 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 40 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の主たる事務所は、久留米市東町 25-52 に置く。